時事新報

萬里の長城

戰爭の起るや宣戰の布告を見るの日に起るに非ず幾數年の間、その關係次第々々にひすばれて解く可らざるに至り遂に始めて開戰の端緒を見るものなり左れば平和の回復とても決して平和條約の締結批准を以て終結す可きに非ずいよ〳〵反目の感情を解いて常に復するは自から數年の後を期せざるを得ず例へば普佛露土の如き戰爭後既に二十餘年の久しきに及べども双方の感情尚は釋然たるを得ずして動もすれば紛紜を見るみとあり一旦戰を開き干戈を以て相見たる上はいよ〳〵平和の常に復して全く痕迹を留めざるに至るは容易ならざるみと〳〵知る可し昨年來の日清戰爭は其由來一朝一夕の故に非ず幸に過般の談判にて一先づ平和の局を結びたれども其條約は兩國全權の調印に止まりて未だ彼の國帝の批准を經たるに非ず或は其期日は條約面に明文を掲げたるみとなれば批准は滯りなく濟むものとするも豫め測る可らざるは國際間の風雲にして如何なる邊に如何なる枝を生じて意外の變化なしとも云ふ可らず兎に角に條約の調印批准を以て永久に平和の回復と認むるが如きは速了の見たるを免れざるものにして前途尚は悠遠なる其成行の中には或は我に利するみともあらんなれども一時の利害得喪は姑く擱き今度の戰爭に付き日本國民の全體に日本國なる觀念を强からしめたるの一事は實に戰爭の賜にして我輩は只みの一事を以て非常に滿足するものなり抑も我國にて外戰と云へば遠くは神功皇后の三韓征伐、近くは豐太閤の朝鮮征伐なれども今日と爲りては歴史上の事實として單に席上の談柄たるに過ぎず其他源平以來、王政維新前後の戰爭に至りては何れも一國内に於ける國民相互の内戰にして互に利害を反對にし一方に勝て喜ぶものわれば一方には負て悲むものも多し或は官賊の區別を云々する大義名分論もなきに非されども其實と云ひ賊と云ふも單に一時の行掛りより去就を異にしたるものにして雙方共に日本國の臣民たるに相違はある可らず同じく一國民の中にて互に勝敗を爭ひ互に喜悲を異にするの戰爭なれば其戰爭は如何なる性質のものにても日本國なる觀念を發揮せしむるに於ては毫も効能あるみとなし源平以來大大小幾百回の内戰は只是れ小兒の戲のみなりしに然るに今度の日清戰爭は此點より見れば國家の爲めに如何なる幸福なりしぞや國民全體目指す所の目的は唯一つにして然かも其目的の敵は清國と名くる外國なりと云ふ昨年の開戰以來我國民の勇奮興起は實に非常にして苟も籍を日本國に有するものは華士族平民を論ぜず官民朝野に拘らず眞實心を一にして外に向ひ國の爲めに戰ひ國の爲めに死し國の爲めに憂ひ國の爲めに喜び戰中たゝ日本國あるのみにして其他を見ず北は北海道の隅より南は鹿兒島沖縄の端に至るまで日本國中の津々浦々苟も人の棲まん限りの内には處として敢愾心の發生を見ざるはなし實に千古未曾有の出來事にして之が爲めに日本國民の思想中に日本國なる觀念を强からしめたるの結果は蓋し可らず我豊の非常に滿足する所なり數年前我國は曾て外戰の利益を嘗へて國民をして日本國なる觀念を起さしむる爲めには是非とも外國と戰はざる可らず戰爭の結果、敵を征服して我國の勝利に歸すれば素より充分なれども假令ひ戰に敗れて或は國土の一部分を失ふが如きみとあるも之が爲めに國民全體に國の觀念を發揮するに至るときは差引して立國上の利益と云はざるを得ず求めても外國と戰ふ可し云々の旨を或人に語りたるみとありしが今回は我より求めずして自から戰爭の端を開きしかも其結果として國民全體を勇奮興起せしめ茲に始めて完全なる日本國の觀念を發揮せしむるに至りしは我輩の曾て期したる處に違はず其利益たるや實に永遠確實にして我國の爲めには恰も萬里の長城を造りたるに異ならず既に此長城あり日本帝國の萬々歳は必ず疑ある可らず此點より見れば今度の戰勝に付き割讓地の廣狹、償金の多少の如きは敢て物の數に非ずして必ずしも深く意に介するに足らず我輩が國の觀念發揮の一事に就て非常の滿足を表するも敢て無理には非ざる可し

雜報

○休戰に付軍使の往復

（第一軍司令部付某氏特報）

我が第一軍參謀青木砲兵少佐は奉天方面の敵將なる依將軍に向て休戰條約成立の通告を爲し同時に休戰に關する種々の打合せをなさん爲め通譯官宋吉保馬氏外五名を隨へ四月一日當海城を出發して遼陽方面に向はんとする途中測らざりき敵の前哨線より頗る激烈なる射擊を蒙り空しく鞍山站に引還したる顚末は當時の電報に依りて著く世上の聞知する所ならん然るに其後青木軍使は鞍山站に止まり種々手を盡して其任務を果さんとしたるも敵將軍の頑愚なる到底休戰條約の何者たるを解せず終に一行は其目的を達する能はずして同十二日午後一時頃を以て空しく歸營したり

今其敵兵より銃擊せられたる當時の模樣を聞くに初め我軍使の一行は初めて其目的を瞰念し脚を轉じて退却の途に就きたり其際軍使の引率せし一土人は玉蜀黍畝の中に於て背部を射られ其場に斃れたる所を敵の騎兵馳せ來りて馬上其辮髮を握り直に之を擒縛し去りたる由今我が軍使の敵と往復せし公文を書たれば左に報道せん

四月二日乾線盛より差立たる我書翰に對する回答

大清國統兵大帥前黑龍江將軍總理營務所御回答に及候然は本營所頃者貴軍明治二十八年四月二日付御照會に接候處其趣には貴國今般我大清國と新に休戰條約第五條を定め期日幷に場所を定め會議致度との義御照會に相成候惟ふに兵を興し戰を停むるは軍機の要務に付必ず我大皇帝の諭旨わり始めて遵奉すべき義に有之候然るに既に貴軍の御照會有之候に就ては速に我統兵大帥前黑龍江將軍法什伺阿巴圖魯依に上申致置候何れ何等の指令可有之に付其砌重ねて御照會可致候先は右及御回答候也

大日本國軍將領閣下

午前九時半頃に鎮邊軍の札統領より左記の書面を得たり同統領には昨夜書面を以て下官の一行本日正午より四方臺を經て前進する旨を通知し置たるに付左の書面は之に對する返書に有之候

統領黑龍江鎮邊軍右翼步隊副都統銜花翎騎領求之通牒

御回答に及候只今貴大日本國の御返信に接候處其趣には戰鬪地に到り協議の件有之本日正午鞍山站を發足可致に付統領に上申の上沿道駐紮の各將領に通知有之度云々承知仕候右に付即時人を戰鬪線各處に派し夫れ〳〵通牒致置候間左樣御承知有之度先は右御回答如斯御座候也

大日本國將領麾下塗閲

右の書面の到着したる後程なく札島の二統領より下官等の一行を迎ふる爲めとて騎兵二名を我が步哨線に遣はしたり然れ共今朝の御命令に依れば更に何分の命令なき以上は鞍山站より進出すべからずとのみと故今日は前進を見合せ札統領には左の意味の書面を敵の騎兵に持たせ差立候

今日依將軍の營務所より返書を受けたるに會商の地點及び時日に關しては更に照會するとあり依て同照會の來るを更に我一軍司令官閣下の許可を得たる上にて前進致す可く候

以上の景況に依れば今日は已に旗障なく前進し得らる〳〵事と存候之にも拘はらず尚は御下命の如く敵軍の全權者を鞍山站に呼寄せ談判するみとに照會すべきや何分の御指揮を待つ

午後一時遼陽知州除より別紙の失禮千萬なる照會狀を送り來れり返信すべき限りには非らざるも能々送り來りたる事故左の意味の返答を與へ還したり

大日本帝國青木宣純御返答に及ぶ日清兩帝國間に休戰定約成立の電報我軍司令部に達せしは明治二十八年四月一日にして吉瀾峪、尤會集、鞍山站に至る一帶の地は該報知の未だ各隊に達せざる前に於て既に我先鋒軍の占領駐屯する所なり故に麾下の言の如く決して休戰定約に違反したるものに非ず麾下夫れ之を諒せよ

明治二十八年四月四日午後三時半　於鞍山站　青木參謀

小川參謀長宛

別紙遼陽知州除よりの照會狀

大清國鎮軍馬步全軍を總統する三品銜記名簡放府署遼陽州正堂徐照會を爲す事照得たり本月初九日貴軍の照會視在戰を停むるを以て期を定め地を定めて會商するに堅する等の語に接す查するに兩國會商事件本可ならざるはなし惟本總統未だ我國大皇帝の旨を奉ぜず未だ敢て擅專せず且つ來文既に停戰と稱すべきを以て復來りて吉東峪鞍山站邊界地方を侵擾するや殊に信約に違ふ若し果して貴軍真に已に貴國王の明諭を奉有せば應に海城に退回すべし本總統亦諸に各營に轉飭し吉東峪、鞍山站一帶の邊界を分守して戰を停むべし期内決して進んで海城を攻めず以て信約を敬ふす之が爲めに照會す貴第一司令官希くは即ち此回答を見て後前申たる條條を遵行せんとす

本日午後六時依將軍の營務所より別紙（一）の照會來れり最速會は一昨二日當地に着せし時前面最近の敵兵に擅襲せられ我が托したる書翰を出すの暇もなく擅襲の上は里正に在る依將軍の營務所に送致せられたる爲め同所に於て受領し返答し來りたるものなり此照會は我より遣はしたる別紙（甲乙）照會文中の「休戰定約第五條に準據して更に休戰に關する措置を爲す爲め云々」の意味を取違へ彼我兩軍の間に於て直ちに休戰ひたるやの疑ひ之あり加へ

より以休戰定約に就て何たる受られ候故に其返答も遲緩休戰定約第五條に依り彼我可らざるとも許諾に認め依て

に御坐候（先程出たる當地は敵地に赴べきやの御指定居たるとには候得共支那軍故甲乙丙等の各統領總統等の實に紛雜に堪（さる次第）堡に着したる時は我が照會せざるやと恐れ清軍將被照會を發したるが爲め誤解の如き紛雜なる結果に陷る

は遺憾は致し難く候（共今）きが如く見え候別紙（二）は

たる騎兵隊長よりの挨拶の右諸件取急ぎ及報告候也

四月四日午後十時半

小川參謀長宛

別紙（甲）

大日本帝國第一軍參謀陸軍砲兵少佐青木宣純、爲照會事、照得、本官茲奉大日本帝國第一軍司令官子命、今擬前赴貴軍、與大清國、新定休戰條約第五款、到此地、煩貴將領即將此意轉達、貴總統可否定于何日何刻在何地示覆以便屆時會商可也、再者、關係、懇請貴將領併將此意轉達、即賜回音附件擕還、不堪切祭之至、

明治二十八年四月二日

別紙（乙）

大日本帝國第一軍參謀陸軍砲兵少佐青木宣純、爲照會事、照得、本官茲奉大日本帝國第一軍司令官子命、今擬前赴貴軍、與大清國、新定休戰條約第五款、到此地、煩貴將領即將此意轉達、貴總統可否定于何日何刻在何地示覆以便屆時會商可也、再者、關係、懇請貴將領併將此意轉達、即賜回音附件擕還、不堪切祭之至、

明治二十八年四月二日

別紙（二）

大清國統兵大帥前黑龍江鎮邊軍全起馬隊本營務所三月初九日（我四月二日）に接す該照會内に曰く貴國第五款を定め休戰事宜を商議せんと云々申したるに依り貴國王の明諭を奉ぜしならば彼此自から明諭を奉ぜしならば彼此自から

となかるべし即ち請ふ貴軍を行へ本營務所已に嘉して決しに飭し休戰期内に於て決し

はず此が爲めに貴軍に照會

に及ぶ

光緒二十一年三月初十日

別紙（三）

統領黑龍江鎮邊軍全起馬隊[illegible]初七日に於て貴軍より[illegible]軍は遼陽前路[illegible]日夜蹂躙[illegible]山を越る西方[illegible]焦るに意はざりき貴軍は我[illegible]